特定非営利活動法人ＴＯＬＡＳＴ社会再生支援機構

定　款

特定非営利活動法人ＴＯＬＡＳＴ社会再生支援機構

定　款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人ＴＯＬＡＳＴ社会再生支援機構という。
（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、主に刑務所等の刑事施設からの出所者及びその家族、又は様々な理由で生活に困窮している者に対して、生活の再建や立ち直りのための就労支援、住居の確保などを行い、これらの者の経済的自立を促すとともに、行き場を失った動物を保護し、社会復帰を目指す者と共に保護動物の世話をし、新たな飼い主に譲渡する活動を通して、再び犯罪や非行に陥ることを防止するための更生プログラムを実施することにより社会復帰の支援に関する事業を行い、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行うとともに職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動を行い、広く公益に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
(1) 社会復帰のための支援に関する事業
(2) 保護動物の飼育及び譲渡に関する事業
(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1)　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2)　賛助会員　この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

（入会）
第７条　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

２　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して１年以上会費を滞納したとき。
(4)　除名されたとき。

（退会）
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　この定款等に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第 12 条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員

（種別及び定数）
第 13 条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理事　３人以上７人以下
(2)　監事　１人以上２人以下
２　理事のうち、１人を理事長、若干名を副理事長とする。

（選任等）
第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）
第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第19条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章　総会

（種別）
第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第 21 条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第 22 条　総会は、次の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散及び合併
(3)　会員の除名
(4)　事業計画及び予算に関する事項
(5)　事業報告及び決算に関する事項
(6)　役員の選任及び解任に関する事項
(7)　役員の職務及び報酬
(8)　入会金及び会費の額
(9)　資産の管理の方法
(10)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(11)　解散における残余財産の帰属
(12)　事務局の組織及び運営
(13)　その他運営に関する重要事項

（開催）
第 23 条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 15 条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第 24 条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 25 条　総会の議長は、理事長がこれにあたる。

（定足数）
第 26 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 27 条　総会における議決事項は、第 24 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第 28 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
4　前２項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第２項、次条第１項第２号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
5　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 29 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。
3　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第 30 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第 31 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第 32 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 15 条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第 33 条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 34 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）
第 35 条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 36 条　理事会における議決事項は、第 33 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第 37 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
３　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
４　前２項の規定により表決した理事は、第 35 条及び次条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
５　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
６　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 38 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによる表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。
3　前２項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名
(3)　理事会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務者の氏名

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第 39 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄附金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

（資産の区分）
第 40 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）
第 41 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第 42 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第 43 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）
第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（事業報告及び決算）

第46条　この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後３か月以内に総会の承認を得なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第47条　この法人の事業年度は、毎年１０月１日に始まり翌年９月３０日に終わる。

（長期借入金）
第48条　この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第25条第３項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第50条　この法人は、法第31条第１項に掲げる事由により解散する。
２　法第31条第１項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）
第51条　この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第３項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

（合併）
第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府ＮＰＯ法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第１０章　　事務局

（事務局の設置等）
第54条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
２　事務局には、事務局長その他の職員を置く。
３　事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１１章　雑則

（細則）
第55条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山本　亜美
副理事長	河村　斉
理事	舩山　周一郎
監事	碓井　亮

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和１０年９月３０日までとする。
4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和９年９月３０日までとする。
6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　入会金

正 会 員	個人・団体	０円
賛助会員	個人・団体	０円

(2)　年会費

正 会 員	個人	５，０００円
	団体	１０，０００円
賛助会員	個人１口	５，０００円（１口以上）
	団体１口	１０，０００円（１口以上）

役　員　名　簿

特定非営利活動法人の名称	トクテイヒエイリカツドウホウジン　トラストシャカイサイセイシエンキコウ 特定非営利活動法人ＴＯＬＡＳＴ社会再生支援機構

役　名	氏　名	住所又は居所	報酬の有無	備　考
理　事	ヤマモト　アミ 山本　亜美	[redacted]	な　し	理事長
理　事	カワムラ　ナオ 河村　斉		な　し	副理事長
理　事	フナヤマ　シュウイチロウ 舩山　周一郎		な　し	
監　事	ウスイ　リョウ 碓井　亮		な　し	

設　立　趣　旨　書

１．趣旨

犯罪や非行を犯した者が刑務所、少年院その他の刑事施設を出た後、地域社会の中で安定した住居や就労機会、身の回りの適切な人間関係などが確保できないことにより社会とのつながりを失い孤立してしまい、生活困窮に陥り、それが原因となり再び犯罪や非行に至る悪循環が大きな社会課題となっております。これらの者の社会復帰後の生活再建には、本人の更生意欲だけでなく、住居、食事、就労、金銭管理、対人関係等の生活環境面の課題について、継続的かつ伴走的な支援が不可欠となります。

その中でも、安定した住居と就労機会の確保は社会復帰後の生活再建の基礎となるものですが、現状、住居の確保も困難を極め、また就労についての受け入れ企業の理解も進んでおらず、社会復帰後の住居、就労、生活の支援体制が十分に整備されている状況にはありません。

このような状況は、社会復帰しても、ほどなくして生活に困窮し、生活保護に依存する生活を余儀なくされたり、ホームレスになったり、人によっては再び犯罪に手を染めることになるなど、地域社会の不安を引き起こす要因となっており、この問題を解決していくことが必要であると考えております。

また、このような状況の中で、社会復帰した者が円滑な社会復帰を進めるための自らの訓練も併せて必要となると考えており、近年では、保護犬などの動物の生活の面倒をみる更生プログラムを通して、社会的スキルや責任感を高め、また、他者への共感力を育むことにより円滑な社会復帰を進める取り組みが一定の効果を得ており、この仕組みにより生まれた自己肯定感と責任感、他者への共感力は、社会復帰の際の様々な場面での自らの大きな手助けとなると考えております。

周囲の支援体制と社会復帰者自らの訓練の２つが両輪となることにより、一人ひとりが社会復帰後の再出発の機会を得て、生活再建、生活の安定が進み、自立し、地域社会に溶け込み、地域社会の一員として平穏無事に暮らしていくことが可能になると考えております。
人は１人では生きていく事は出来ず、周りの多くの人々の支えにより困難を乗り越え生きていくもので、支えてもらうことは恥ずかしいことではないことを強く伝えていきたいと考えております。

この法人は、主に刑務所等の刑事施設からの出所者及びその家族、又は様々な理由で生活に困窮している者に対して、生活の再建や立ち直りのための就労支援、住居の確保などを行い、これらの者の経済的自立を促すとともに、行き場を失った動物を保護し、社会復帰を目指す者と共に保護動物の世話をし、新たな飼い主に譲渡する活動を通して、再び犯罪や非行に陥ることを防止するための更生プログラムを実施することにより社会復帰の支援に関する事業を行い、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行うとともに職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動を行い、広く公益に寄与することを目的とし社会に貢献していきたいと考えております。

このような活動を行うにあたって、公正かつ透明性の高い運営を行い、社会的な信用を得て幅広く活動をしていく上で法人化は急務であると考えております。そして、積極的に情報公開をしていくことで社会的信用も高めていける特定非営利活動法人は私たちの活動主体として最適だと考え、特定非営利活動法人として設立することに致しました。

皆様のご理解と幅広いご支援を賜りますようお願いいたします。

２、申請に至るまでの経緯

令和８年５月　特定非営利活動法人に向けての研究会開催
令和８年８月　特定非営利活動法人設立準備会開催

令和８年８月２３日

法人の名称　　特定非営利活動法人ＴＯＬＡＳＴ社会再生支援機構

設立代表者　　山本　亜美

令和 8 年度　事業計画書

法人の名称
特定非営利活動法人ＴＯＬＡＳＴ社会再生支援機構

1　事業活動方針

設立初年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とするとともに、本法人の活動内容をより多くの方々に認知していただくための広報活動を積極的に行い、事業の基盤を築くことに重点を置いた活動をして行きたいと考えております。

2　事業内容

（1） 特定非営利活動に係る事業

① 社会復帰のための支援に関する事業

・内　　容　主に刑務所等の刑事施設からの出所者及びその家族、又は様々な理由で生活に困窮している者に対して、生活の再建や立ち直りのための更生プログラムを実施し、就労支援及び住居の確保などの継続支援を行う。
・日　　時　通年
・場　　所　本法人事務所
・従事者人員　２人
・受益対象者　刑務所等の刑事施設からの出所者及びその家族　３名
・支出見込額　８００，０００円

② 保護動物の飼育及び譲渡に関する事業

・内　　容　行き場を失った動物を保護し、社会復帰を目指す者と共に保護動物の世話をし、新たな飼い主に譲渡する活動を行う。
・日　　時　通年（譲渡会については年３回）
・場　　所　本法人事務所
・従事者人員　２人
・受益対象者　保護動物の受け入れを希望する一般市民　３名
・支出見込額　９２５，０００円

令和 9 年度　事業計画書

法人の名称
特定非営利活動法人ＴＯＬＡＳＴ社会再生支援機構

1　事業活動方針

前年度の反省点及び実績を踏まえて以下の事業を確実に実施することを目標とするとともに、引き続き本法人の活動内容をより多くの関係者や地域の方々に認知していただくための広報活動を積極的に行い、本法人の認知度をさらに高める活動を行っていく。

2　事業内容

（1） 特定非営利活動に係る事業

① 社会復帰のための支援に関する事業

・内　　容　主に刑務所等の刑事施設からの出所者及びその家族、又は様々な理由で生活に困窮している者に対して、生活の再建や立ち直りのための更生プログラムを実施し、就労支援及び住居の確保などの継続支援を行う。
・日　　時　通年
・場　　所　本法人事務所
・従事者人員　２人
・受益対象者　刑務所等の刑事施設からの出所者及びその家族　４名
・支出見込額　９３４，０００円

② 保護動物の飼育及び譲渡に関する事業

・内　　容　行き場を失った動物を保護し、社会復帰を目指す者と共に保護動物の世話をし、新たな飼い主に譲渡する活動を行う。
・日　　時　通年（譲渡会については年４回）
・場　　所　本法人事務所
・従事者人員　２人
・受益対象者　保護動物の受け入れを希望する一般市民　４名
・支出見込額　１，１３４，０００円

活動予算書

成立の日から令和9年9月30日まで

法人の名称　特定非営利活動法人TOLAST社会再生支援機構

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
Ⅰ 経常収益		
1．受取会費		100,000
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	50,000	
2．受取寄附金		500,000
受取寄附金	500,000	0
施設等受入評価益	0	0
3．受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4．事業収益		
特定非営利活動に係る事業		1,980,000
① 社会復帰のための支援に関する事業収益	1,200,000	
② 保護動物の飼育及び譲渡に関する事業収益	780,000	
5．その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計		2,580,000
Ⅱ 経常費用		
1．事業費		
（1） 人件費		775,000
給料手当	600,000	
臨時雇賃金	90,000	
役員報酬	0	
法定福利費	85,000	
福利厚生費	0	
（2） その他経費		950,000
会議費	20,000	
旅費交通費	300,000	
通信運搬費	50,000	
広告宣伝費	100,000	
消耗品費	200,000	
水道光熱費	150,000	
印刷費	80,000	
施設利用料	0	
雑費	50,000	
租税公課	0	
事業費計		1,725,000
2．管理費		
（1） 人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
（2） その他経費		520,000
会議費	10,000	
旅費交通費	150,000	
通信運搬費	80,000	
広告宣伝費	100,000	
消耗品費	50,000	
水道光熱費	30,000	
印刷費	50,000	
施設利用料	0	
雑費	50,000	
管理費計		520,000
経常費用計		2,245,000
当期経常増減額		335,000
Ⅲ 経常外収益		
固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
Ⅳ 経常外費用		
固定資産売却損	0	0
経常外費用計	0	0
当期経常外増減額	0	0
税引き前当期正味財産増減額	335,000	335,000
法人税、住民税及び事業税	75,000	75,000
当期正味財産増減額	260,000	260,000
設立時正味財産額	0	0
次期繰越正味財産額	260,000	260,000

活動予算書

令和9年10月1日から令和10年9月30日まで

法人の名称　特定非営利活動法人TOLAST社会再生支援機構

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
Ⅰ 経常収益		
1. 受取会費		175,000
正会員受取会費	75,000	
賛助会員受取会費	100,000	
2. 受取寄附金		1,000,000
受取寄附金	1,000,000	0
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
特定非営利活動に係る事業		2,376,000
① 社会復帰のための支援に関する事業収益	1,440,000	
② 保護動物の飼育及び譲渡に関する事業収益	936,000	
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計		3,551,000
Ⅱ 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		928,000
給料手当	720,000	
臨時雇賃金	108,000	
役員報酬	0	
法定福利費	100,000	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		1,140,000
会議費	24,000	
旅費交通費	360,000	
通信運搬費	60,000	
広告宣伝費	120,000	
消耗品費	240,000	
水道光熱費	180,000	
印刷費	96,000	
施設利用料	0	
雑費	60,000	
租税公課	0	
事業費計		2,068,000
2. 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
(2) その他経費		624,000
会議費	12,000	
旅費交通費	180,000	
通信運搬費	96,000	
広告宣伝費	120,000	
消耗品費	60,000	
水道光熱費	36,000	
印刷費	60,000	
施設利用料	0	
雑費	60,000	
管理費計		624,000
経常費用計		2,692,000
当期経常増減額		859,000
Ⅲ 経常外収益		
固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
Ⅳ 経常外費用		
固定資産売却損	0	0
経常外費用計	0	0
当期経常外増減額	0	0
税引き前当期正味財産増減額	859,000	859,000
法人税、住民税及び事業税	75,000	75,000
当期正味財産増減額	784,000	784,000
前期繰越正味財産額	260,000	260,000
次期繰越正味財産額	1,044,000	1,044,000